

平成16年（行ウ）第20号 八ツ場ダム費用支出差止請求住民訴訟事件
原 告 柏村忠志 外20名
被 告 茨城県知事 外1名

証拠説明書（甲7～10）

2007年（平成19年）7月20日
水戸地方裁判所民事第2部 御中

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 谷 萩 陽 一

弁護士 五 来 則 男

弁護士 坂 本 博 之

弁護士 広 田 次 男

上記谷萩陽一訴訟復代理人

弁護士 丸 山 幸 司

外

甲	証拠の標目	作成年 月日	作成者	立証趣旨等	原本
7	いばらき水のマスター プラン (改定) (茨城県長期水需給計画)	H19.3	茨城県	茨城県の新しい長期水受給計画の内容。これによると利水上八ツ場ダムの建設に茨城県が費用を負担する根拠の必要のないことが一層明らかになつたこと。	写
8	横浜市上水需要予測調査業務報告	H16.7	株式会社野村総合研究所	ダムに呪縛されていない横浜市は水需要予測について科学的な方法をとつてのこと。これとの対比で、本県における水需要予測が過大なものであること。	写
9	利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画	H14.12	国土交通省	第4次フルプランはフルプランの要件を備えておらず、策定されるべきフルプランは未策定である事実	写
10	八ツ場ダムの建設に関する基本計画 (第2回)変更について	H16.9.28	国土交通省	八ツ場ダムの計画の変更においても、茨城県の利水上の用途は水道用水に限られており、環境用水や危機管理用水などは目的とされていないこと。	写

以上